

令和5年度監査報告に基づく措置状況

「定期監査・行政監査」

《市長関係分》

＜財政部＞

室 課 等	指 摘 事 項	措 置 の 内 容 等
市民税課	<p>＜契約書で定める事務処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書において受託者が委託者に提出する旨定めている書類（個人情報取扱作業責任者など）が提出されていないものがありました。また、受託者から提出された書類（業務処理責任者や業務計画表）に対し委託者が承諾する旨定めていますが、承諾していないものがありました。（契約） 	<p>令和6年2月26日、履行期間内の契約について、受託者から「個人情報取扱作業責任者及び作業従事者の届出」及び「業務計画書の届出」を受領しました。</p> <p>また、委託者が承諾する事項については、受託者に承諾・承認の報告を行いました。</p>

＜建設部＞

室 課 等	指 摘 事 項	措 置 の 内 容 等
建設事業室 建設課	<p>＜出勤管理票の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期介護に係る特別休暇を取得する際、要介護者の状況を明らかにする書類を提出していませんでした。（服務） <p>＜支出負担行為の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価契約を締結した場合の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき」であり、その都度決裁を得なければなりません。決裁を得ず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。（予算執行） ・債務負担行為又は長期継続契約に基づく2年度目以降の支出負担行為は、各年度における予算執行に関する支出負担行為が必要となることから、毎年4月1日付けで決裁を得なければなりません。長期継続契約による賃貸借契約に係る今年度の歳出予算に基づく支出負担行為書において、決裁を得ず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。（予算執行） ・再リースで長期継続契約ができない公用車の賃貸借に係る支出負担行為は、50万円以上200万円未満の場合は室長の専決事項となりますが、課長の決裁で処理しているものがありました。（予算執行） ・契約締結伺の起案及び決裁日が契約日より後の日付となっているものがありました。（予算執行） <p>＜契約事務について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再リースで長期継続契約ができない公用車の賃貸借契約について、債務負担行為として令和4年度予算に定めていないにもかかわらず、令和4年度及び令和5年度の2年度にまたがる契約を締結しているものがありました。（契約） 	<p>令和5年11月15日、本人から当該書類が提出され、所属長が内容を確認しました。</p> <p>令和5年11月14日、専決者である室長及び課長の決裁について、追認を受けました。</p> <p>令和5年11月14日、専決者である課長の決裁について、追認を受けました。</p> <p>令和5年11月14日、専決者である室長の決裁について、追認を受けました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p>

室 課 等	指 摘 事 項	措 置 の 内 容 等
建設事業室 用地管理課	<p><支出負担行為の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の予算執行に係る契約締結伺の決裁日が前年度の日付になっているものがありました。（予算執行） <p><契約書で定める事務処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書において受託者が委託者に提出する旨定めている書類（業務処理責任者）が提出されていないものがありました。（契約） 	<p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>令和5年11月16日、受託者から「業務処理責任者等選定通知書」を受領しました。</p>
建設事業室 公園緑地課	<p><出勤管理票の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期介護に係る特別休暇を取得する際、要介護者の状況を明らかにする書類を提出していませんでした。（服務） 	<p>令和5年11月16日、本人から当該書類が提出され、所属長が内容を確認しました。</p>
建築住宅課	<p><支出負担行為の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為又は長期継続契約に基づく2年度目以降の支出負担行為は、各年度における予算執行に関する支出負担行為が必要となることから、毎年4月1日付けで決裁を得なければなりません。が、長期継続契約による賃貸借契約に係る今年度の歳出予算に基づく支出負担行為書において、決裁を得ず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。（予算執行） 	<p>令和5年11月15日、専決者である部長及び課長の決裁について、追認を受けました。</p>
建築指導課	<p><出勤管理票の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子の看護のための特別休暇は1日又は時間単位で取得するものですが、半日単位で取得しているものがありました。（服務） <p><支出負担行為の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の予算執行に係る契約締結伺の決裁日が前年度の日付になっているものがありました。（予算執行） <p><契約事務について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方を決定したときは、7日以内に契約書を作成し当該契約を締結しなければなりません。が、7日を超過しているものがありました。（契約） 	<p>令和5年11月22日、本人に確認した上で、時間単位の取得に訂正しました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p>
庶務課	<p><支出負担行為の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱等で金額（上限額を含む）が規定されている補助金等に係る支出負担行為は、50万円以上の場合は部長の専決事項となりますが、課長の決裁で処理しているものがありました。（予算執行） 	<p>令和5年11月22日、専決者である部長の決裁について、追認を受けました。</p>

《教育委員会関係分》

室 課 等	指 摘 事 項	措 置 の 内 容 等
図書館	<p><支出負担行為の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価契約を締結した場合の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき」であり、その都度決裁を得なければなりません。が、決裁を得ず、「別途決裁済」として処理しているものがありました。（予算執行） 	<p>令和5年11月7日、専決者である副館長の決裁について、追認を受けました。</p>

室 課 等	指 摘 事 項	措 置 の 内 容 等
文学館	<p><時間外勤務等命令簿の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属長印欄について、副館長及び代決者である事務長が週休日や休暇を取得し不在の場合は、代決の特例により次長が代決すべきですが、次長も週休日で不在であるとの理由で、係員の代決で処理しているものがありました。（服務） <p><調定書の決裁について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定書の専決者である副館長及び代決者である事務長が週休日や休暇を取得し不在の場合は、代決の特例により次長が代決すべきですが、次長も週休日で不在であるとの理由で、係員の代決で処理しているものがありました。（予算執行） 	<p>令和5年11月8日、教育委員会事務専決規程第11条第2項に基づき、文学館係員を代決者として指定しました。</p> <p>令和5年11月8日、教育委員会事務専決規程第11条第2項に基づき、文学館係員を代決者として指定しました。</p>
美術館	<p><時間外勤務等命令簿の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属長印欄について、副館長及び代決者である事務長が週休日や休暇を取得し不在の場合は、代決の特例により次長が代決すべきですが、次長も週休日で不在であるとの理由で、係員の代決で処理しているものがありました。（服務） <p><調定書の決裁について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定書の専決者である副館長及び代決者である事務長が週休日や休暇を取得し不在の場合は、代決の特例により次長が代決すべきですが、次長も週休日で不在であるとの理由で、係員の代決で処理しているものがありました。（予算執行） <p><支出負担行為の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金に係る支出負担行為は、200万円以上500万円未満の場合は副市長の専決事項となりますが、部長の決裁で処理しているものがありました。（予算執行） 	<p>令和5年11月8日、教育委員会事務専決規程第11条第2項に基づき、美術館係員を代決者として指定しました。</p> <p>令和5年11月8日、教育委員会事務専決規程第11条第2項に基づき、美術館係員を代決者として指定しました。</p> <p>令和5年11月8日、専決者である副市長の決裁について、追認を受けました。</p>
学校教育支援室	<p><時間外勤務等命令簿の処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務をしたにもかかわらず、時間外勤務手当が未支給となっているものがありました。（服務） <p><契約事務について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方を決定したときは、7日以内に契約書を作成し当該契約を締結しなければなりません。が、7日を超過しているものがありました。（契約） <p><契約書で定める事務処理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書において受託者が委託者に提出する旨定めている書類（業務管理責任者等決定通知書）が提出されていないものがありました。（契約） 	<p>令和6年2月21日、時間外勤務時間数を確認した上で、未支給分を支給しました。</p> <p>今後の契約に当たっては、遅滞なく契約を締結し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>令和6年3月29日、受託者から「業務管理責任者等決定通知書」を受領しました。</p>
生涯学習課	<p><歳入の徴収事務委託に係る告示について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき歳入の徴収事務を委託した際、同条第2項の規定に基づく告示をしていませんでした。（契約） 	<p>令和6年1月19日、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づく告示をしました。</p>

《選挙管理委員会事務局関係分》

指 摘 事 項	措 置 の 内 容 等
<p>＜資金前渡の処理について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金前渡の精算について、前渡金の額が100万円以上の場合は事務局長の専決事項となりますが、事務局次長の決裁で処理しているものがありました。（予算執行） 	<p>令和5年11月7日、専決者である事務局長の決裁について、追認を受けました。</p>

《農業委員会事務局関係分》

指 摘 事 項	措 置 の 内 容 等
<p>＜療養届及び出勤願の宛先について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養届及び出勤願は任命権者である小樽市農業委員会に提出しなければなりません、小樽市長宛てに提出していました。これにより、療養命令書及び出勤承認書についても小樽市長名で交付されていました。（服務） 	<p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p>